

分倍河原駅周辺まちづくり協議会 全体会 議事録

1 日 時：令和元年12月9日（月）午後7時～8時30分

2 場 所：片町文化センター3階講堂

3 出席者：都市整備部地区整備課 職員6名

分倍河原共栄会 4名

片町二丁目自治会 3名

片町3丁目自治会 1名

美好町三丁目自治会 5名

分梅第一自治会 1名

(株)ジオ・アカマツ 1名

国際航業(株)（コンサルタント） 2名

4 資 料：次第

分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画（素案）

個別施策のイメージ

第1回地区計画等検討会の開催概要（商店街区域、北西側住宅区域）

第9・10回まちづくり協議会全体会 議事録

まちづくり基本計画策定に向けた今後の進め方（予定）

5 内 容

（○：出席者からの質問等、→：意見への回答等）

○議事に入る前に、前回の議事録の内容確認を行って欲しい。（片町二丁目自治会）

→「第9・10回まちづくり協議会全体会 議事録」について市より説明した。

○前回の協議会で溜まり空間の面積について質問したが、どうなっているか。（片町二丁目自治会）

→溜まり空間の具体的な範囲・面積については決定していない。今回はイメージをお伝えしたが、駅の改良や自由通路整備と一体で検討しているところである。（市）

○溜まり空間の面積などの主軸となる考えがなくイメージが湧いてこない。（片町二丁目自治会）

→溜まり空間の検討については、南北の高低差の処理や緊急車両等についても考慮しながら検討しており、現状では形や面積は決まっていない。（市）

(1) 分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画（素案）について

(2) 個別施策のイメージについて

・「分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画（素案）」及び「個別施策のイメージ」について市より説明した。

○溜まり空間等にかかる権利者の意向確認はどの程度進めているのか。また、駅改良に関する協議は現在どうなっているのか。（美好町3丁目自治会）

→基盤整備が想定される範囲の権利者への訪問は実施しており、整備のイメージはお伝え

している。駅舎については、自由通路や溜まり空間の整備との整合が前提となるため、それらと一体的に案を検討しているところである。（市）

○駅南側の自転車駐車場について移設することだが、駅舎の改良後には現在の位置に戻すのか。（片町二丁目自治会）

→駅南側の自転車駐車場については、駅舎改良時の工事エリアとして使用することから移設を検討しており、自転車駐車場は1,000台以上確保する必要があるが、駅周辺には広い土地がないことから、駅舎改良後に現在位置に戻すことも含めて検討している。その際は、他の必要な機能等もあわせて活用を検討したい。（市）

○現在の自転車駐車場の土地は、可能であれば駅の拡幅等の歩行者のための空間づくりに活用して欲しい。自転車駐車場は多少遠くなったとしても、歩行者中心のまちづくりが良いと思う。（片町二丁目自治会）

○市道4-139号について、西側へ歩道を集約するという話もあったが、東側に高安寺保育園があり、送迎の父母が利用すること等も考慮して検討して欲しい。（片町二丁目自治会）

○個別施策のイメージのステップ1と、まちづくり基本計画のステップ1とで施策名が一部異なっているが、整合はとれているのか。（分梅第一自治会）

→個別施策のイメージのステップ1は、都市・地域交通戦略の施策をベースとしており、まちづくり基本計画とは表現が異なる。（市）

○個別施策のイメージの14ページの「府中市街路樹の管理方針」はいつできたものか。（美好町3丁目自治会）

→平成29年3月である。府中市は多くの街路樹を有するため、そのマネジメントの方針を示したものである。（市）

○まちづくり基本計画の策定は今後どのように進めるのか。（美好町3丁目自治会）

→資料7に示しているとおおり、年内に案としてまとめ、年明け2～3月頃にパブリックコメントと合わせて地区全体の説明会を開催し、意見を反映しながら年度明けに策定する予定である。説明会へはまちづくり協議会のメンバーとして参加いただきたい。（市）

○まちづくり基本計画は施策の概要を示しているが、駅舎や道路改良の背景や論点などの中身を盛り込んだ計画にできないか。（美好町3丁目自治会）

→まちづくりの総論についてまとめているのがまちづくり基本計画である。個別施策についての詳細は、まちづくり基本計画に基づき今後検討していくこととなる。（市）

○全体説明会で納得してもらうためには、まちづくり基本計画の補足資料が必要ではないかと思う。（美好町3丁目自治会）

（3） その他

・まちづくり基本計画策定に向けた今後の進め方とまちづくり協議会の今後の予定、地区計画等検討会の開催結果と今後の予定について市より報告した。

○地区計画等検討会はどのような方が対象になるのか。直接声掛けはしているのか。（分梅第一自治会）

→それぞれの検討区域内の権利者、住民を対象にしている。エリアが広いため、ポスティ

ング及び郵送にて都度案内している。(市)

○権利を持っている方に来てもらうことが重要であると思うので、しっかり対応いただきたい。(分梅第一自治会)

→地区計画等は権利を持っている方が最も影響を受けるため、意見をいただく場をしっかりと設けていきたい。(市)

○地区計画等検討会に出席した住民等の意見は大変貴重である。資料を配り読んで貰うだけでなく、その時の発言の重みを知る事が大事である。そのため検討会を傍聴したいが可能か。(片町二丁目自治会)

○地区計画等検討会では、まちづくり提案書をもっと活用いただきたい。1回目の検討会に出席したが、協議会の考えが中々伝わっていないと感じ、3回で意見をまとめるのは難しいのではないかと思う。今後検討を進めるにあたり傍聴は有効であると思う。(美好町3丁目自治会)

→地区計画等は権利の制限に関わる内容のため、意見交換は区域内の方を対象としており、最初の段階では権利者の方々のみでの率直な意見を貰いたいと考えている。まちづくり協議会の方はこれまでの経緯をご存知であるため、今後の議論の進め方などを含めて可能なタイミングで検討したい。(市)

○協議会の議事録は、次回開催時に配付するのではなく、なるべく早くいただきたい。

→承知した。次回の開催通知と一緒に配付するようにしたい。(市)

○まちづくり基本計画の施策である駅前溜まり空間の整備はいつから実施するのか。整備区域内の権利に影響する内容であると思うが、具体的に時期が決まっているのか。(分倍河原共栄会)

→駅舎の改良等と一体的に検討するものであり、交渉事でもあるため、現時点で明確な実施時期が決まっているものではない。目安とする時期を記載するのか「短期、中期、長期」などと具体的な時期の記載は避けるのか、表現については庁内で再検討する。まちづくり基本計画はまちづくりの総論として柔軟性を持たせることも検討したい。施策の説明や伝え方などは工夫したいと考えている。(市)

以上